

表彰規定内規

- 第1条 表彰は本連盟規約第18条に基づき理事会にて決定する。
- 第2条 (目的)
1. この規定は当連盟に振興、発展に貢献したものに對し、表彰を行う。
- 第3条 表彰の種類は功勞賞及び特別表彰とする。
- 第4条 表彰は、賞状、賞金または賞品を授与してこれを行い、總會にて公示する。
- 第5条 第3条の表彰の名義は會長とする。
- 第6条 この内規は、令和4年4月16日より、これを施行する。